

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	措置命令	
根拠法令・条項	食品表示法第6条第5項	
所 管 課	保健所 食品衛生課 健康部 健康推進課	
処 分 基 準	<p>・設定</p> <p>「食品表示法に基づく行政処分等取扱要領」。（別紙）</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	<p>・弁 明</p> <p>ただし、行政手続法第13条第2項第号に規定する「するとき」に該当するため、手續を省略する。</p>

食品表示法に基づく行政処分等取扱要領

第1 総則

この要領は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）の規定に基づく指示、命令、回収その他必要な措置命令及び業務停止（以下「行政処分等」という。）等について必要な事項を定めることにより、行政処分等における公正の確保を図り適正な運用に資することを目的とする。

第2 基本原則

食品関連事業者等に対し、法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に違反があった場合、表示の是正に必要な措置を講ずることを原則とするが、食品を摂取する際の安全性を確保する上で緊急の必要性がある場合には公衆衛生上必要な措置を講ずる。この行政処分等は食品関連事業者等に対し義務を課し、又はその権利を制限するものであるから、適法であることはもちろん、妥当性についても十分検討するとともに、時機を失すことなく、厳正に行うものとする。

第3 食品衛生法との関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品（添加物を含む。以下同じ。）については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置が取られた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

第4 表示事項の定義及び担当課

この要領において、左欄に掲げる表示事項の定義を中心とした担当課を右欄に掲げるとおりとする。

事項	定義	担当課
衛生事項	食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下、「内閣府令」という。）第7条第1項で定める事項のうち、内閣府令第7条第2項	食品衛生課

	に定める事項以外の事項。	
保健事項	内閣府令第7条第2項で定める事項。	健康推進課
品質事項	食品表示基準で定められた表示事項のうち、衛生事項及び保健事項以外の事項（酒類に関する表示事項は除く）。	食品衛生課※
特定事項	内閣府令第1条第1項第7号、第8号、第11号に定める事項。	健康推進課
	内閣府令第1条第1項に定める事項のうち、第7号、第8号、第11号以外の事項。	食品衛生課

※指定都市内食品関連事業者（市域業者）に係る業務に限る。

第5 適用範囲

この要領では、食品表示基準の違反に対して、法第6条の行政処分等及びこれに伴う行政上の事実行為並びに法第17条から第22条までの罰則を適用する場合の告発等の取扱いについて規定する。

（1）法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示

指示（食品表示基準で定める表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守するべき旨の指示。以下同じ。）は、食品表示基準に違反している食品関連事業者に対し、次に掲げる事項全てに該当する場合を除き行うものとする。

- ア 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- イ 行政指導等により表示の是正（表示の修正又は商品の撤去等）が行われていること。
- ウ 自主回収、社告、ウェブサイトへの掲示、店舗等内での告知等の方法により自主的な情報提供が行われていること。

（2）法第6条第5項の規定に基づく命令

命令（前号の指示に係る措置をとるべきことの命令。以下、同じ。）は、前項の指示を受けた食品関連事業者が、正当な理由がなくてその指示に従わなかった場合に行うものとする。

（3）法第6条第8項の規定に基づく回収命令

食品関連事業者等が特定事項について食品表示基準に従った表示がなされていない食品を販売し、又は販売しようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、法第6条第8項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置（以下「回収等」という。）をとるべきことを命ずることについて検討するものとする。

ただし、食品関連事業者等が自動的に違反食品を回収し、直ちに回収等命令を行う必要がない場合はこの限りでない。

なお、措置の内容は、次に掲げる区分に応じて、食品の販売形態及び流通状況に応じ、

適切な手法を選択するものとする。

- ア 既に不特定の消費者が購入し、又は一般に流通している場合にあっては既に販売し、又は出荷した食品の回収
- イ 全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあっては全購入者への違反内容の連絡
- ウ 店頭表示の誤りである場合にあっては店頭における表示の訂正又は商品の一時撤去等ただし、消費者の安全を迅速に確保する観点から、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、行政指導を行うものとする。

また、「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」ときとは、原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に購入しているか、又は購入可能な状態にあるときとする。ただし、それ以外の場合であっても「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある」と認められるときは、回収等を命ずることができる。

この場合、①消費期限及び賞味期限に関する表示義務違反にあっては、その誤って表示された期限より前に腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない場合、②保存方法に関する表示義務違反にあっては、その誤って表示された温度が安全性に影響を及ぼす温度より低い場合、回収等命令の要件を満たさないことに留意する必要がある。

(4) 法第6条第8項の規定に基づく業務停止命令

業務停止は、回収等命令の対象となる場合であって、食品関連事業者等が直ちに食品表示基準に適合した表示を行うことが困難であると認める場合において、一定の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を行うものとする。

その期間の算定及び業務の範囲は、食品を摂取する際の安全性の確保のために必要最小限の期間及び業務の範囲を十分考慮して行うものとする。

なお、食品関連事業者等が自主的に問題のある食品の販売を停止している場合は、業務停止命令を行う必要はないものとする。

(5) その他

ア 表示が是正された後の指示

回収等命令若しくは業務停止命令又は本要領第5（3）に基づく行政指導を行った結果、食品表示基準違反が解消し、又は食品関連事業者が自主的に表示を是正していたとしても、本要領第5（1）の全てに該当しない場合は、本要領第5（1）に基づく指示を行うものとする。

なお、指示の対象は、回収等命令と異なり、食品関連事業者に限定されることに留意すること。

イ 指導

本要領第5（1）に掲げる事項全てに該当する場合は、指導（食品表示基準で定める

表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守するべき旨の指導）を行う。指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかった場合は本要領5（1）に定める指示を行う。

指導に留める場合であっても、原則、文書による指導を行う。なお、指導が口頭でされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、指導書（様式第1号）を交付する。

ウ 書類の整備・保存に関する指導

食品関連事業者が食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、食品の表示を適正に行ってることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

第6 行政処分等の権限者

保健所長に権限を委任する規則（平成12年3月31日規則第39号）の規定により保健所長に委任されている事務については保健所長が行い、その他の事務については市長が行う。ただし、市長が特に必要と定める場合はこの限りでない。

第7 違反事実の発見、確認及び報告

（1）違反事実の発見

違反事実の発見は、法第8条第4項に規定する身分証明書を携帯する職員（以下、「表示監視員」という。）による立入検査結果、又は収去検査結果、通報、届出、他の行政機関からの回付等に基づく調査結果による。

（2）違反事実の確認

違反事実が発見された場合は、当該違反に係る食品、帳簿その他の物件について必要事項を調査するとともに、当該食品関連事業者等及びその事業に関して関係のある事業者から事情を聴取する等の方法により違反事実の確認を行う。

このとき、相手方に違反事実を確認させる方法として、食品関連事業者等の責任者又は当該違反行為者から現認書（様式第2号）等文書を徴収することが望ましい。違反の事実となる食品、帳簿、書類、その他物件が廃棄等の処分をされる恐れがある場合には、保管請書（様式第3号）を徴収し処置が決定するまでの間当該食品関連事業者等に保管させる、若しくは物件提出書（様式第4号）とともに物件を提出させるものとする。物件提出書を徴収する際は相手方に預り証（様式第5号）を交付し、その控えを保存することとする。

違反事実が供述によらなければ証拠となし得ない場合には、当該食品関連事業者等又は関係者から違反事実を聴取し、供述調書（様式第6号）を作成する。

（3）報告及び行政機関への回付等

法の規定に基づく指示、命令及び回収等命令については、表示責任者に行政処分等を行うという観点から、食品関連事業者等の主たる事務所を管轄する行政機関が行うものとしている。

違反事実を発見・確認した場合であって、食品表示基準に違反している食品関連事業者等に対する措置権限が本市に有する場合は直ちに保健所長に報告し、措置権限が本市に有しない場合には措置権限を有する行政機関に回付する。

また市内事業所における違反事実を発見・確認した場合であって、食品表示基準に違反している食品関連事業者等の主たる事務所が市外にある場合は、衛生事項及び保健事項に係る違反については、迅速な対応が必要であることから、原則として、食品表示基準違反の発生の基となる事業所に対して行政指導を行い、指導に従わなかった場合、措置権限を有する都道府県等（都道府県、保健所を設置する市又は特別区）に回付する。

第8 違反に対する措置

違反に対する措置は、表示監視員が行うものとする。

（1）違反食品の処置

ア 当該違反食品は数量、仕入先、製造者等必要事項を伝票等との照合により確認の上、販売の用に供されるおそれがあると思われる場合は様式第3号を徴収し、必要に応じて封印し、処置が決定するまでの間、当該食品関連事業者等に保管させるものとする。ただし、処理に緊急性を要する場合はこの限りでない。

イ 商品価値の減少等の理由から当該食品関連事業者等が自発的に当該違反食品等の廃棄を申し出た場合、又は当該違反食品等が腐敗、変敗等により処分執行までの間保管することが困難と判断されたときは、自主廃棄書（様式第5号）を徴収し、当該食品関連事業者等に廃棄させることができる。

第9 指示・命令等の方法

（1）法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示

法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示は、様式第8号により行うものとする。

（2）法第6条第5項の規定に基づく命令

法第6条第5項の規定に基づく命令は、様式第9号により行うものとする。

（3）法第6条第8項の規定に基づく命令（回収等命令、業務停止命令）

法第6条第8項の規定に基づく回収等命令又は業務停止命令は、様式第10号により行うものとする。

なお、業務停止は、規定の表示が完全に行われる間の期間及び停止する業務の内容を定めるとともに、停止する業務の内容は表示のは正に必要最小限の期間及び業務の範囲とする。

第10 行政処分等の執行

（1）指示書等の交付手続き

指示書等を当該食品関連事業者等に交付し、受領書（様式第11号）を徴収する。

（2）処分の履行

処分の執行にあたっては、本要領第7（2）の保管請書、物件提出書等による物件に対する措置を解除するとともに、処分の履行状況について適宜確認する。

第11 行政処分の解除

（1）命令解除書の交付

当該処分の執行中にその目的が達せられ、命令の解除が適當と認められる場合には、命令解除書（様式第12号）を当該食品関連事業者等に交付し、受領書を徴収する。

第12 弁明の機会の付与

法第6条の規定に基づく処分をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び堺市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第48号）の規定に基づき当該食品関連事業者等に対して弁明の機会の付与を経て行わなければならない。

第13 その他の措置

（1）始末書

始末書は、違反に至った状況等を斟酌した結果、本要領に基づく行政処分等までに至らないものの、厳重な行政指導が必要と判断される違反事実があった場合に、当該食品関連事業者等から徴収するものである。

その内容としては、当該違反事実の確認、違反の発生原因、違反の再発防止に向けて行った措置内容等を具体的に記載させなければならない。

（2）顛末書

顛末書は、違反の事実関係を明らかにしておく必要がある場合に、当該食品関連事業者等からその事実の顛末を報告させるために徴収するものである。

第14 告発

保健所長は、法第17条から第22条までの規定に基づく罰則を適用する必要があると認める場合は様式第13号により市長に進達し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき様式第14号により当該食品関連事業者等の所轄警察署長あて告発を行うものとする。

（1）告発の手続き

ア 告発は、告発状（様式第15号）に關係書類（警察署等司法機関の指示による）及び物件を添付して行う。

イ 告発状に添付する關係書類及び物件は、違反の事実を証明するに足りるものでなければならない。

（2）報告

告発後の経過等については健康福祉局長にその都度報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。